# 公証人身元保証金令 （昭和二十四年政令第百三十九号）

#### 第一条

公証人の納むべき身元保証金の額は、次の区別に従う。

#### 第二条

身元保証金は、現金又は国債証券で納付しなければならない。

# 附　則

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。